許光茂氏博士学位請求論文審查報告

〔1〕論文の概要

許光茂氏の博士学位申請論文『戦前日本の貧困者救済と在日朝鮮人 方面委員制度を中心に一』は、戦前日本の朝鮮統治によって生まれた大量の日本「内地」渡航者に焦点をあて、彼らのおかれた差別的な状況を貧困者保護救済という側面から明らかにし、従来解明されることのなかった国・地方行政による朝鮮人差別を実証的に明らかにした労作である。

まず、本論文の章別構成を明らかにしよう。

序章 問題意識と課題の設定

- 第1章 戦前貧困者問題をめぐる諸団体の動向と救貧法制
- 第2章 方面委員制度の実施と貧困者の保護救済
- 第3章 朝鮮人の「内地」渡航と都市下層社会への流入
- 第4章 方面委員制度における朝鮮人貧困者の保護救済
- 第5章 朝鮮人対策の転換と朝鮮人保護救済の形骸化

終章 総括と課題

第1章ではまず、戦前日本の貧困者救済は明治以降行政主導のもとで行われ、行政の在 り方にそって「慈善事業」段階 「感化救済事業」段階 「社会事業」段階 「厚生事業」段階へ と展開していったことが明らかにされる。そして、「社会事業」段階での貧困者救済は天皇 を頂点に行政官僚、社会事業家、一般人にいたるピラミッド型構造のなかで、上から与え られる「恩恵」として定着していった。

以上の点をふまえ、許氏は「社会事業」段階から「厚生事業」段階にいたる1930年代に注目し、この時期において戦後社会保障・社会福祉の原型となる主要な救貧法制が制定・整備されていったことを明らかにしている。許氏はその一つとして、救貧法制における「救恤規則」から「救護法」(1932年施行)への大きな制度的改編が行われたことを指摘している。そして貧困救済にたいする国家責任を明示した同法の画期性を明らかにしつつ、労働不能の貧困者のみを対象とする旧来の「制限扶助主義」を堅持したことの限界も強調する。

こうした公的救貧法制の不完全さは、各地方における任意的救護に多くが委ねられた。 その地方の任意的救護の代表的存在が、方面委員制度であったとされる。

第2章は、この方面委員制度の保護救済事業の歴史的意義を解明することを課題として いる。

方面委員制度は「米騒動」以降、大阪を発祥の地として全国の道府県に普及していった。本章では、大阪府方面委員制度の創設者であり、当時大阪府知事であった林市蔵の思想が分析されている。そのうえで、方面委員制度の業務が考察・検討される。すなわち、方面委員制度の設立以降、保護救済を要するとされた貧困者が漸次方面委員が認定した「カード階級」(方面委員が調査した貧困者をカード形式の台帳に記録したことに由来する)に収斂

していったこと、したがって「カード階級」でないと、保護救済の対象とはなり得なかったことが明らかにされている。また、方面委員制度の政策的スタンスは、事後的「救済」ではなく、事前の「防貧」にあったこと、この防貧の対象が「カード」階級でいうと第2種の「働く貧民」であったことが解明されている。日本「内地」へ渡航した朝鮮人の多くは、この第2種に該当するものであった。ここで初めて朝鮮人は、貧困者保護救済機関と強いかかわりをもつことになると、許氏はのべている。

第3章は、朝鮮人の「内地」渡航と「在日」としての形成過程が、多くの場合、都市下層社会への流入 定着 沈殿にほかならないという仮説を、京都市を事例に、朝鮮人の都市下層社会、すなわち被差別部落への流入を通して実証しようとしたものである。そのことを通して貧困者たる朝鮮人の性格が、日本人の最低辺層である被差別部落民との比較によって明らかにされている。

まず本章では京都、大阪、東京の下層社会の構成を比較検討し、京都市の都市下層社会が長い歴史をもつ停滞的性格の強い下層社会であり、被差別部落と強い結びつきをもったものであることが明らかにされる。そして、京都市の下層社会を代表する被差別部落への朝鮮人の流入は、都市下層社会を通した朝鮮人の「内地」への定着を志向するものであったことが指摘される。

許氏はさらに、被差別部落内における朝鮮人と日本人の生活水準を比較・検討し、朝鮮人の生活水準は被差別部落民と同じか、それをやや下回るものであったことを解明している。こうした状況下にあったにもかかわらず、貧困者の保護救済においては、朝鮮人のなかにおける被救済者の割合は、被差別部落民のそれに比べて5倍にも及ぶ格差がつけられていた。そして、こうした貧困者の保護救済における朝鮮人差別の実態は京都市に限られたものではなかったことが強調されている。

第4章は、第3章の最後の点をふまえ、貧困者保護救済における朝鮮人差別が、京都市など特定の地域にのみみられたものではなく、6大都市のどの貧困者救済においても普遍的にみられたことを実証しようとしたものである。許氏はそのため、6大都市について、「カード階級」全体の生活水準と朝鮮人のそれとを平均月収で比較した。さらに、「カード階級」全体の世帯構成人員別生活標準額を朝鮮人にあてはめると、朝鮮人のどのくらいが保護救済の対象になるかを検討した。その結果、朝鮮人は「カード階級」の第2種(いわゆる「働く貧民」)と重なり、またはそれ以下であることが判明した。しかし、実際に「カード階級」として保護救済をうけた朝鮮人は、ごく一部しか存在しなかったことが明らかとなった。その理由は、行政側が朝鮮人を保護救済の対象から積極的に排除しようと意図し、貧困者規定に「二重基準」を設けたからであるというのが、許氏の強調するところである。次いで許氏は、この「二重基準」がどのようなロジックをもって設定されたものかと問い、「内地」日本人と比較したばあいの朝鮮人の生活様式の差異、生活程度の低位に言及した資料を引用してこれを説明する。また「二重基準」による朝鮮人差別の背後には、方面委員制度の権威である林市蔵の朝鮮人貧困者切り捨てを暗示する公言があったことも、許氏は指摘してい

る。

許氏はさらに、「二重基準」によって多くの朝鮮人が貧困者保護救済から排除されたため、 戦前の貧困者調査報告書から朝鮮人は大量に漏れることとなったとし、その結果、在日朝 鮮人研究と都市下層社会研究の分離をもたらすこととなったと主張している。

第5章は、1935年、それまでの「内鮮融和」政策から「同化」政策へ対在日朝鮮人政策が転換するに伴い、朝鮮人の保護救済問題がどのように変容したかを究明している。

1935年以降の同化政策時代に推進された協和事業(同化を内実とする諸対策)は、「内鮮融和」期における朝鮮人の保護救済を実質的に放棄する方針を打ち出した。「同化」政策は、「内鮮融和」期における朝鮮人対策を「誤謬」とする判断に立ってその正当性を主張しており、したがってこの時期の朝鮮人保護救済策も「誤謬」とみなされることとなった。朝鮮人の保護救済問題を含めてあらゆる朝鮮人問題は、究極的には日本人への「同化」を通して解決するものとされた。

許氏は以上の点をふまえ、「同化」政策によって朝鮮人貧困者差別はどのように変化したのかを問題とする。許氏によれば、それは、「内鮮融和」期に隠れていた差別のロジック(「二重基準」のロジック)が公に堂々と宣言されたこと、そのロジックは「民度の差」による両民族の「区別」に変わったこととされている。許氏は、両民族の「区別」は、「内鮮融和」期の「二重基準」のロジックと全く同一であるとし、「同化」政策と差別との矛盾した関係を強調する。つまり、「二重基準」から「区別」へのロジックの継承と、それによる朝鮮人の排除は、まさに「同化」政策における朝鮮人差別を明らかにするものであった。その結果、朝鮮人保護救済は、この時期の一般救貧行政の拡大とは実に対照的な動きを描きながら縮小していった。こうした状況下で方面委員制度は、依然として朝鮮人保護救済の積極的な活動をみせることはなかった。方面委員制度は、同化政策のなかで支配体制を底辺で支える活動に収斂していったのである。

[2]論文に対する評価

許氏の論文の第一の学問的貢献は、朝鮮人貧困者保護救済問題に焦点を当てることによって、従来相互に分断されていた在日朝鮮人史研究、都市下層社会研究、社会事業史研究の三者を統一した学問像を呈示した点にある。

第二の学問的貢献は、従来の在日朝鮮人史研究でほとんど見落とされてきた朝鮮人の貧困問題とそれに対する行政側の対応を克明に明らかにしたことである。在日朝鮮人が総体として「カード階級」に属していたとする許氏の見解は斬新である。

第三の学問的貢献は、1920年代から30年代にかけての都市下層社会の地帯類型を明らかにしたことである。すなわち、地元出身者による停滞的下層社会(京都) 他地域出身者の流入と沈殿による下層社会(東京) 地元出身者と他道府県よりの新規流入者による下層社会(大阪) の三つがそれである。とくに京都の都市下層社会が被差別部落であることを明らかにし、被差別部落民と在日朝鮮人の生活水準を比較・検討したことは従来の日

本経済史研究ではなされなかった初めての試みである。また、従来の都市下層社会研究が 明治期末までの東京を中心としていたことを考えれば、その後の時代の都市下層社会の地 帯類型を解明したことは特筆するに値しよう。

第四の学問的貢献は、1935年を転機とする「内鮮融和」から「同化」への対在日朝鮮人政策の転換に伴い、朝鮮人貧困者救済政策が理念的にどう変わったのか、実態的にどう変わらなかったのかを詳細に明らかにしたことである。

許氏の学位請求論文は、以上の四点で日本経済史研究に大きな学問的貢献をなしていると評価することができる。しかし、問題点もある。それは第四の学問的貢献に関連することであるが、「内鮮融和」期にも「同化」期にも朝鮮人が貧困者基準から排除され、差別されていたとするならば、それは単一の基準で日本人貧困者を優遇し、朝鮮人貧困者を排除していたことを意味するのであり、「二重基準」というキーワードや、「二重基準」から「区別」へというシェーマは再検討する必要があるのではないかという疑問である。その点で資料のいっそう深い解読が必要とされている。

しかし、こうした問題点をもつものの、許氏が成し遂げた学問的貢献はそれよりもはるかに大きい。以上の論文評価と所定の面接の結果をふまえ、審査員一同は全員一致で許光 茂氏に一橋大学博士(経済学)の学位を授与するに値すると判断した。

平成13年2月14日

森 武麿 佐藤正広福田泰雄 岡室博之 西成田豊